

令和2年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	令和2年6月17日（水），18日（木），19日（金） ※回議により開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授） 伊藤肇（経理局営繕課首席技官） 藤田耕一郎（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 (業務) 簡易公募型プロポーザル方式の評価テーマの設定について

津地家簡裁庁舎新営実施設計業務

- (1) 計画概要及び評価テーマ設定について説明。
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

外壁材について、白い色を想定しているのか。設計事務所には具体的にどのような作業を期待するか。

**【事務局】**

概要説明で説明した資料の建物色は模型であるため、色が決定しているわけではない。色彩、素材感等をどのように景観とマッチさせるか。また、耐久性や経済性など総合的に合理性があると判断できる検討を期待している。

**【委員】**

プロポーザル方式での発注であるが、基本設計を変えずに標準案以上のものを実施設計で提案できる範囲は十分確保されているという理解でよいか。

**【事務局】**

基本設計を実施設計にするプロセスにおいて、形を決めるということだけでなく、経済的に有効か否か、施工的に無理がないか等、様々な観点で設計事務所の提案力、検討力に差が付くものと考えている。

**【委員】**

了解した。次点案についてもバランスが取れていると考えられるため、これでよろしい。

**【事務局】**

了解した。

2 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価項目の設定について

広島地家裁福山支部庁舎新営建築工事

- (1) 工事概要及び評価項目の設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

選定した評価項目の内容に既視感があるのは否めない。地域的な特徴等のある土地柄等であれば、また別の提案項目を期待できると思うが、ある程度大手の業者はコンクリートの遮水等は提案が出尽くしている感はある。技術力というより書面作成に慣れた業者が高く評価されてしまうように感じる。

**【委員】**

立面図に表示されている多くの三角の印はスリット位置を表しているものか。

**【事務局】**

スリット位置を表している。

**【委員】**

躯体に多くのスリットを入れる構造となっているため、現場打ちコンクリートの品質管理という評価項目を選定したことは、適切であると考えられる。工事全般の施工計画の提案選定及び各次点案についてもよろしい。

**【事務局】**

了解した。

3 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO以外)の評価項目の設定について

広島地家裁福山支部庁舎新営電気設備工事

- (1) 工事概要及び評価項目の設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

評価項目の設定については、庁舎であるため課題となるものが大きく違うこともないと思われ、類似したものになりがちである。

**【事務局】**

設備工事については、建築のように地域の特性に合わせた提案項目等という設定が考え難いところがあるため、求める提案項目も有効性のあるものを考慮し優先順位を付けて作成しているが、なかなか個々の建物に特化した提案項目というのは考えることが困難であり、ある程度、提案項目を固定しつつ、同じ評価項目が連続しないようにするなどの工夫をしながら、建物の地域性も含めて評価項目を選定している。

**【委員】**

同じ評価項目の設定の場合に、別工事で提出された同様の提案内容の評価について、評価する側の評価の安定性について、どのように担保しているかということが重要となる。案件ごとに評価にバラつきがあるなどの事例がないようにしないとならない。また、評価項目のモデルチェンジという大きな方向性を変えるようなことも、今後は検討していく必要はあるかと思う。今回選定した提案項目自体には異論はなく、次点案も含めてこれでよろしい。

**【事務局】**

了解した。

4 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO以外)の評価項目の設定について

広島地家裁福山支部庁舎新営機械設備工事

- (1) 工事概要及び評価項目の設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

議事3の電気設備と同様、方針としてあるメニューの中で選定しているようであるから、提案をする側の緊張感が無くなり、過去の提案にどのような評価が得られたか等、蓄積されていくため、総合評価がスタートした真意を捉えて、談合防止や民間技術の導入等の精神に抵触し

ないような運営に努めていただければと思う。今回選定した提案項目自体に異論はなく、次点案も含めてこれでよろしい。

**【事務局】**

了解した。

5 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について  
設定要領の変更

- (1) 変更経緯と概要について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

**【委員】**

新型コロナウイルス感染症の影響で工事が遅延する等の可能性があるということか。

**【事務局】**

工事の発注が少ない状況であるということもあり、受注機会増大等の目的でこのような変更を考えたところである。

**【委員】**

コロナ自粛期間も小さい現場は稼働している印象であった。裁判所が行っている施工中の工事で、コロナの影響を大きく受けているものがあるのか。

**【事務局】**

申し入れにより施工中の工事の何件かは、コロナ自粛期間に一時現場を休止した。

**【委員】**

コロナで不景気等となり、業界全体の流れが変わるようなことになるか予想はつかないが、設定要領の変更内容については、よろしいと思う。

**【事務局】**

了解した。

(議事終了)